

平 27 福個答申第 2 号
平成 27 年 5 月 18 日

福岡市教育委員会 様
(指導部学校指導課)

福岡市個人情報保護審議会
会長 村上 裕章
(総務企画局行政部情報公開室)

保有個人情報の開示請求に係る非開示決定処分に対する
審査請求について (答申)

福岡市個人情報保護条例 (平成 17 年福岡市条例第 103 号) 第 49 条第 2 項の規定に基づき, 平成 26 年 3 月 20 日付け教指指第 658-1 号により諮問を受けました下記の審査請求について, 別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第 77 号

『学校給食人員変更届』備考欄記載の『不登校』の認定に至った根拠となる文書に記載された保有個人情報 (認定の要件を満たしていることが確認できるもの) の非開示決定処分に対する審査請求

答 申

1 審議会の結論

『学校給食人員変更届』備考欄記載の『不登校』の認定に至った根拠となる文書に記載された保有個人情報（認定の要件を満たしていることが確認できるもの）（以下「本件個人情報」という。）について、福岡市教育委員会（以下「実施機関」という。）が保有していないことを理由に行った非開示決定処分（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

2 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、実施機関が審査請求人に対して行った、本件個人情報に係る平成 25 年 10 月 3 日付けの本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

① 平成 25 年 9 月 24 日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市個人情報保護条例（平成 17 年福岡市条例第 103 号。以下「条例」という。）第 18 条第 1 項の規定に基づき、本件個人情報の開示請求を行った。

なお、審査請求人は、保有個人情報開示請求書に次のように記述している。「別紙 1 に記載の A について。記載 A の認定に至った根拠となる文書（認定の要件を満たしていることが確認できるもの）」

（注 「別紙 1」は、「学校給食人員変更届」（以下「変更届」という。）の文書を、A は「不登校」の記述を指している。）

② 平成 25 年 10 月 3 日、実施機関は、本件個人情報について、文書が存在しないことを理由として、条例第 24 条第 2 項の規定により本件処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。

③ 平成 25 年 11 月 29 日、審査請求人は、本件処分について、これを不服として実施機関に対して審査請求を行った。

3 審査請求人及び実施機関の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書及び反論意見書によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

① 平成 25 年 10 月 8 日付で、当方が行った「保有個人情報訂正請求」による「訂正決定」（平成 25 年 10 月 21 日付）がなされる迄の長期間にわたって、この件について「一貫して正当性を主張」されていたので、これに係る文書が存在しないことは有り得ない為、本件処分の取消を求める。

- ② 欠席の理由は、平成○年度◆月より、担任教諭から「学級の中で唯一、第三者によるコミュニケーションでの意思疎通を行っていく。」と宣言され、これを長期間にわたって行使された為である。このような「子どもへの人権侵害」状況下にある学校へ子どもを通わせることは出来ず、欠席させること以外に選択肢は無かった。
- ③ 当該担任教諭に「今後も第三者によるコミュニケーションを続行するのであれば、子どもを卒業まで学校に出席させられない」旨を伝えたが全く反応しなかった為、引き続き特異な指導方法を続行するのだと判断した。
- ④ 著しく特異な指導方法をする担任教諭のもとへ子どもを学校へ通わせることは出来ず「生徒自らの意志で登校していない」ではなく、「学校側から意図的に登校を妨げられている」と解釈されるべきで、著しい子どもへの人権侵害である。
- ⑤ 平成 25 年 10 月 21 日付「保有個人情報訂正決定」に至った経緯が、不明瞭である。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成 26 年 11 月 19 日の当審議会不服申立て部会における口頭意見陳述によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

- ① 審査請求人が述べるところの「別紙 1 に記載の A の記述について。記載 A の認定に至った根拠となる文書（認定の要件を満たしていることが確認できるもの）」は存在しないことから、本件処分は妥当である。
- ② 審査請求人の子が平成○年○月○日から学校を欠席し始めた。学校の校長は、同年●月●日に、その子の欠席が同日時点で連続 13 日になっており、給食を喫食していない状況が続いていることから、福岡市立学校学校給食規程（以下「給食規程」という。）第 4 条第 6 項に基づき、給食停止処理を行った。
- ③ この給食停止処理を行った際に、学校から財団法人福岡市学校給食公社（以下「給食公社」という。）に対して提出する「変更届」中の給食人員を変更する対象者の欄の備考に「不登校」と記載した。しかし、この「変更届」中の「不登校」との記載は、審査請求人の子が給食を喫食していない事実を表記するにすぎないものであって、文部科学省が定義する「不登校」（何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの）の状態を示すものではなく、開示請求に係る文書は存在しない。
- ④ 上記事実は、平成 25 年 10 月 21 日付けの通知により、審査請求人も了知している。

- ⑤ 平成□年◇月■日に、不登校につき、審査請求人に対して、直接会い、不登校という認定はしていないと説明している。その後、同年●月◇日に、審査請求人からの不登校認定見解書を送付せよという電報を受け、同月○日に再度、不登校の認定についての説明は学校が丁寧に行うということと、不登校の認定を受けていないことを文書で回答している。

4 審議会の判断

上記のような審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審議会は次のとおり判断する。

(1) 個人情報の開示請求の対象について

個人情報の開示請求の対象となるのは、実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報である（条例第 18 条第 1 項）。保有個人情報とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいい、公文書（福岡市情報公開条例（平成 14 年福岡市条例第 3 号。以下「情報公開条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する公文書をいう。）に記録されているものに限られる（条例第 2 条第 3 号）。

(2) 公文書について

公文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、かつ、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう（情報公開条例第 2 条第 2 号）。

(3) 公文書の作成義務について

公文書の作成については、福岡市教育委員会公文書の管理に関する規則（平成 14 年教育委員会規則第 13 号。以下「公文書管理規則」という。）第 6 条第 1 項本文に「事案の処理に係る意思決定及び報告は、公文書を作成することにより行わなければならない。」と規定され、ただし書に「処理に係る事案が軽微なものであるとき」、「意思決定又は報告と同時に公文書を作成することが困難であるとき」はこの限りでない、と規定されている。このうちの「軽微なもの」とは、公文書を作成しなくても職務上支障が生じないような場合であると解される。

(4) 本件個人情報について

本件個人情報は、審査請求人の子が在籍していた学校長が平成○年●月●日に当該子の給食を停止する際に作成した「変更届」に「不登校」との記載をしていたことについて、その認定に至った根拠又は認定の要件を満たしていることが確認できる公文書であると解されるが、実施機関は当該個人情報に係る公文書が存在していないため保有していないことを理由に本件処分を行っている。

(5) 審査請求人の子の「変更届」が作成された経緯について

まず、実施機関が本件個人情報について、公文書が存在していないため保有していないとしているので、当審議会としては、本件個人情報の保有の有無等を判断す

るにあたり、この「変更届」が作成された経緯について確認する。

- ① 実施機関によると、審査請求人の子は平成○年○月○日から学校を欠席し始め、同年●月●日に至り、学校長は、同人の欠席が同日時点で連続 13 日になっており、給食を喫食していない状況が続いていることから、給食規程第 4 条第 6 項に基づき、同人について給食停止処理を行った。
- ② そして、この給食停止処理を行った際、学校から給食公社に対して提出する「変更届」の給食人員を変更する対象者の備考欄に「不登校」と記載した。
- ③ なお、平成 25 年 10 月 8 日に、審査請求人から実施機関に対し、当該「変更届」に記載されている「不登校」の記述について、条例第 35 条に基づき保有個人情報訂正又は削除請求があり、実施機関は、平成 25 年 10 月 21 日にこの記述を「○月○日から登校していないため」と訂正し、その旨を同人に通知したことが認められる。

(6) 本件個人情報の存否について

- ① 実施機関は、本件個人情報は保有していないとしているが、その理由として、この「変更届」中の「不登校」との記述は審査請求人の子が給食を喫食していない事実を表記するにすぎないものであって、文部科学省が定義する「不登校」の状態を示すものではないと主張しているため、以下で「変更届」の意義について検討する。
- ② 実施機関によると、この「変更届」は、実施機関が定めている「給食費事務の手引き」に基づき、学校において提供する学校給食の人員に変更が生じたときに、学校長から、学校給食を提供する給食公社に対して、必要な給食の人員数を通知するために提出する書類である。その内容として、人員の変更がある場合についてその生徒の学年・組、氏名、変更の内容、変更期間及び備考を記入することとされており、そのうち備考には、変更の理由等を記入することとなっていることが認められる。
- ③ このように、「変更届」は学校で提供する給食の調理・配送を管理している給食公社に対し、必要な食材料などを適正に調達するなど、その学校で必要な給食数を調達するために通知する文書であるといえる。
- ④ そしてこのような「変更届」の趣旨からすると、実施機関が本件の「変更届」の備考欄に「不登校」と記載したのは、給食の停止処理を行った理由として、一定期間学校を欠席しており、単に給食を喫食していない事実を指して「不登校」と記載したに過ぎないとの主張は、必ずしも是認し得ないわけではない。
- ⑤ 「変更届」も上記③の趣旨での事案の処理に際して作成された公文書であると認められるところ、その公文書中の特定の記述に関して、当該文書とは別に、その根拠となる事実や認定の根拠となる公文書を作成しなければならない義務は公文書

管理規則に見当たらず、従って実施機関が本件個人情報を保有しているとは認められない。

(7) その他の主張について

なお、審査請求人は、本件の給食停止措置が行われた原因として、請求人の子が学校を欠席せざるを得なかったことなどを種々主張しているが、これらは本件個人情報の存否の判断とは関係なく、当審議会の上記判断を左右するものではない。

以上により、実施機関が本件個人情報について行った本件処分について、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

5 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
平成25年12月27日	実施機関から諮問
平成26年 3 月20日	実施機関から弁明意見書を受理
平成26年 5 月 8 日	審査請求人から反論意見書を受理
平成26年11月19日（第151回不服申立て部会）	実施機関から意見聴取及び審議
平成26年12月17日（第152回不服申立て部会）	審議
平成27年 4 月22日（第156回不服申立て部会）	審議